

平成 28 年度 資源評価調査報告書（資源動向調査）

都道府県名	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	担当機関名	福岡県水産海洋技術センター 有明海研究所 佐賀県有明水産振興センター 長崎県総合水産試験場 熊本県水産研究センター
種名	ガザミ	対象水域	有明海

1 調査の概要

1) 漁業の概要に関する調査

各県で、市場調査、操業船または標本船日誌調査、聞き取り調査などを行い、漁場や漁獲量などの漁業の実態を把握した。

2) 生物学的特性に関する調査

各県で、漁獲物調査を実施し、全甲幅長、性比、抱卵、成熟、軟甲の状況などを把握した。

3) 資源状態に関する調査

各県で、農林水産統計年報等により、有明海の過去の漁獲量データを整理し、近年の資源動向、資源水準を分析した。

2 漁業の概要

1) 漁法と漁期

福岡県：主にかご（2～5 月）および固定式刺網（5～11 月）

佐賀県：主に固定式刺網（5～12 月の漁期）

長崎県：湾奥部では主に刺網（主漁期 6～11 月）、かご（主漁期 10～12 月、3～5 月）、湾中央部ではたもすくい網（主漁期 5～8 月）、小型底曳網（主漁期 5～8 月）、刺網（主漁期 6～11 月）、橘湾では刺網（主漁期 5～11 月）、小型底曳網（主漁期 5～11 月）

熊本県：主にたもすくい網（5～8 月）と固定式刺網（7～10 月）

2) 漁獲動向

福岡県：かご漁、刺し網漁とも漁期ははじめから夏場（7 月）までガザミの漁獲量が少なかった。推定漁獲量は前年で 13.5 トンであったが、今年も 12.5 トンであり、過去 5 カ年の 5 割程度であった。

佐賀県：操業船日誌調査によると、平成 28 年の 1 日・1 隻あたりの漁獲量は、8 月までの平均は 3.4kg/日・隻と極端に少なく、9 月に 32.1kg/日・隻と増加したものの、漁期を通して平均 8.1kg/日/隻と低調であった。推定漁獲量は 28.7 トンであり、過去 5 カ年平均の 8 割程度であった。

長崎県：平成 28 年は年間通して、昨年を下回る漁獲が続いた。平成 28 年の長崎県有明海域 4 漁協におけるガザミ合計取扱数量は 4,066kg で前年比 15%、過去 5 年比では 9%であった。

熊本県：昨年に比べ漁獲量は少なく、全体で 7.99 トン（前年度比 81.4%）と過去 5 カ年で最も不漁の年であった。平成 28 年の 1 日・1 隻あたりの漁獲重量 (kg/日/隻) は、たもすくい網漁業が 8.27kg/日/隻（前年比 101.9%）、

刺網漁業が 5.98kg/日/隻（前年比 83.5%）であった（図 1）。

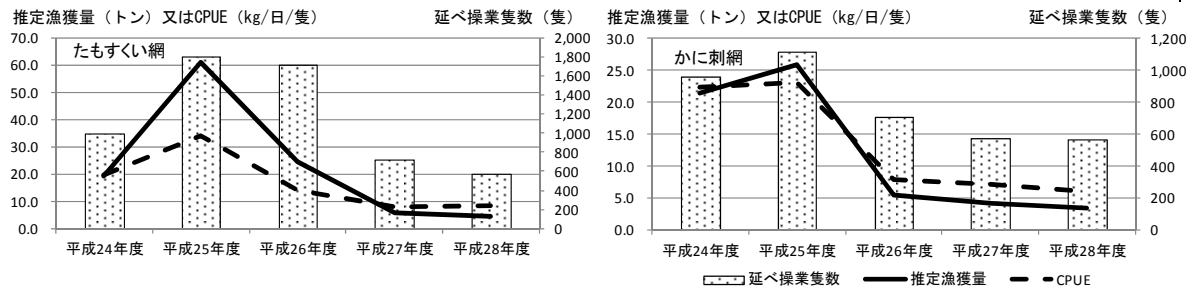


図 1 熊本県におけるガザミの推定漁獲量及び延べ操業隻数

3 生物学的特性

1) 抱卵期

福岡県：平成 28 年における抱卵雌の出現月は 5～7 月であり、ピークは 5 月後半と推定された。

佐賀県：抱卵ガザミは 5～6 月まで確認され、5 月に最も多く出現する傾向であった。

熊本県：平成 28 年は、5～9 月に確認され、5 月に黒デコや黄デコの割合が 47.2%と最も高かった。（図 2）。

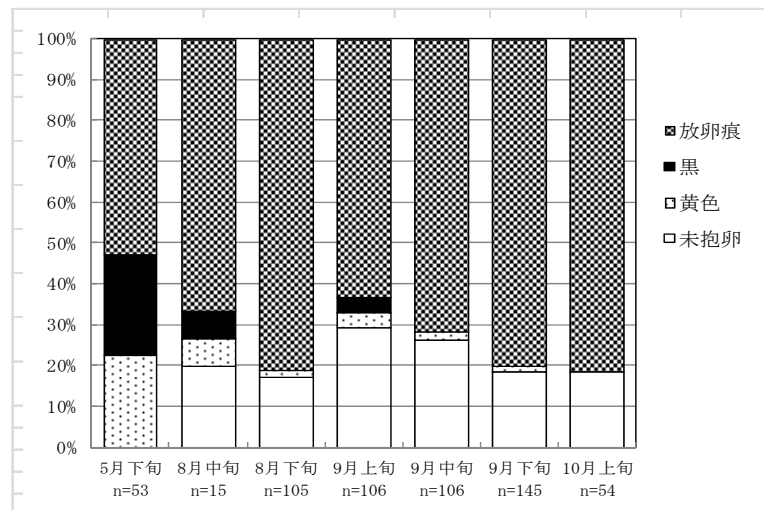


図 2 熊本県の漁獲物調査によるガザミ雌個体の卵色状況の推移

2) 産卵場所

長崎県：産卵期は 5～10 月で、数回に分けて水深 5～15m で産卵するといわれている。

熊本県：有明海では、5 月から本県湾央部で抱卵した雌が多く出現し始める。その後、本県湾奥部で放卵後の個体が刺網漁業で漁獲されることから、産卵場所は有明海湾央部から湾奥部であると考えられる。八代海においても同時期の水深 10～20m の海域において、刺網漁業で抱卵ガザミが漁獲される。

3) 成熟年齢

熊本県：平成 27 年 5 月下旬に全甲幅長 14cm の放卵個体が確認されており、前

年生まれであると仮定すると1年未満で成熟する可能性が示唆された。

4) 性比

福岡県：漁期当初は雄より雌が多く見られたが、7月以降から雄の割合が高くなり、年間を通しての割合は雄が1.7倍と、多く漁獲された。

熊本県：平成28年は、8月から10月までの間に検体を採取して分析したところ、8月以降は例年どおり雄個体の割合が高くなる傾向が見られた（表1、図3、図4）。

表1 熊本県の漁獲物調査による雌雄別全甲幅長（単位：cm）

	全体	雌	雄
5月下旬	18.99±1.32 (n=54)	18.99±1.33 (n=53)	19.00 (n=1)
6月前半	禁漁期間中		
6月後半～8月上旬	-	-	-
8月中旬	16.32±2.01 (n=60)	15.64±1.92 (n=15)	16.55±2.01 (n=45)
8月下旬	16.03±1.69 (n=419)	15.97±1.77 (n=105)	16.06±1.66 (n=314)
9月上旬	16.41±1.78 (n=449)	16.17±2.16 (n=106)	16.48±1.65 (n=343)
9月中旬	16.57±1.94 (n=340)	16.20±2.45 (n=106)	16.73±1.63 (n=234)
9月下旬	16.88±1.96 (n=333)	16.72±2.36 (n=145)	16.99±1.59 (n=188)
10月上旬	16.82±1.93 (n=168)	16.64±2.53 (n=54)	16.90±1.57 (n=114)

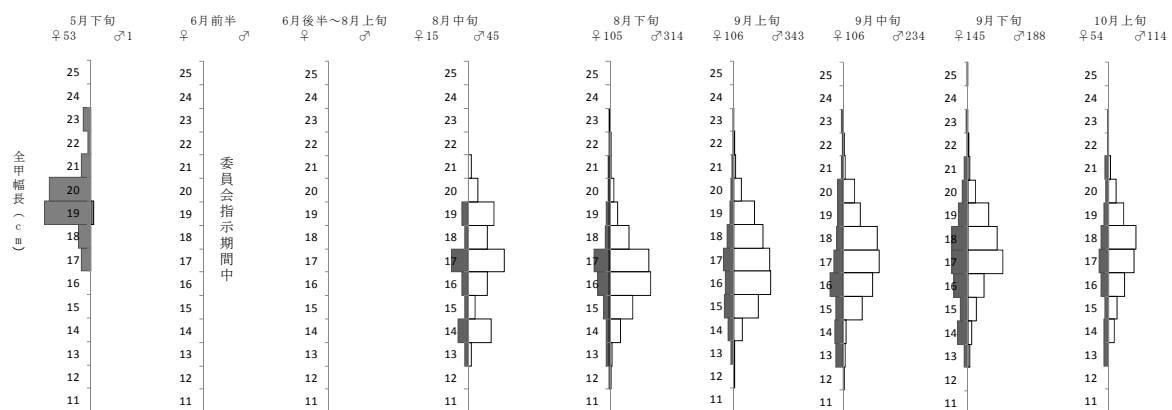


図3 熊本県の漁獲物調査による雌雄別全甲幅長頻度組成（単位：cm）

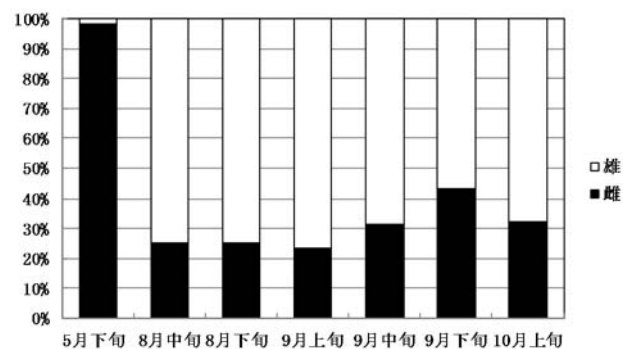


図4 熊本県の漁獲物調査による雌雄別出現割合

5) 分布海域

有明海、また、それに続く八代海及び橘湾。一部は天草西海にも分布している。

6) 移動

福岡県：平成 28 年も引き続き、漁獲したガザミの甲羅にペイント標識を施した個体を柳川沖から放流し、放流直後から放流地点付近の再捕報告が寄せられた。また、27 年に放流した個体が長崎県島原地先、橘湾などで再捕された。

長崎県：有明海及び橘湾で 2003～2007 年に行った漁獲実態調査と 2005～2007 年に実施した漁獲ガザミの雌雄別標識放流試験から、有明海湾奥部で放流した群は湾奥部から湾中部で再捕される事例が多いが、橘湾で再捕された事例も確認された。有明海湾口部で放流した群では湾奥、湾中、湾口部、橘湾で再捕された。橘湾で放流した群は橘湾で再捕され、有明海での再捕は確認されなかった。これらのことから、有明海のガザミは有明海湾奥から橘湾まで広い範囲で移動するものが多いことがわかった（移動距離が 80km を超える事例も多かった）。

7) 寿命

一般的に 2～3 年程度と考えられている。文献等によると、雄が 1 年半から 2 年、雌は 3 年程度である。

長崎県：有明海及び橘湾で 2003～2007 年に行った漁獲実態調査と 2005～2007 年に実施した雌雄別の標識放流試験から、雌は 3 年以上、雄は 1 年 3～7 ヶ月と考えられた。

8) 軟甲ガザミの出現

福岡県：軟甲ガザミ（硬：カタ、寸：チョイ、ヤワ：ヤワラの 3 銘柄のうち、寸とヤワの 2 銘柄）は、7 月以降出現した。軟甲ガザミの漁獲ピークは 8 月で、8 月の漁獲物中の約 57% を占めた。

佐賀県：軟甲ガザミは漁期を通して出現し、ピークは 10 月で、漁獲物中の 23% 程度を占めた。

9) 成長

熊本県：平成 25 年に実施した標本船調査の結果から、全甲幅長 29cm 程度まで成長すると考えられた（平成 27 年及び 28 年に調査した個体の最大全甲幅長は 24.5cm）。

4 資源状態

農林水産統計年報によると、有明海のガザミの漁獲量は年変動が大きく、昭和 48 年以降、増減を繰り返しながら昭和 60 年には最高の 1,781 トンとなった（図 5）。その後徐々に減少し、平成 12 年には過去最低の 142 トンとなっている。平成 14 年には 338 トンまで回復したものの、その後は 200 トン前後で推移し、平成 22 年は 99 トンと昭和 49 年以降、過去最低となった後、平成 23～25 年はやや増加に転じた。平成 27 年は標本船調査等の結果によると再び減少した。

なお、平成 28 年の農林水産統計年報のデータは現時点で得られていないため、平成 28 年に各県が行った標本船などによる漁獲量調査の結果を示すと、4 県の漁獲量は平成 28 年が合計約 53.3 トンであり、有明海におけるガザミの資源水準及び資源動向は、低位で減少傾向であると考えられた。

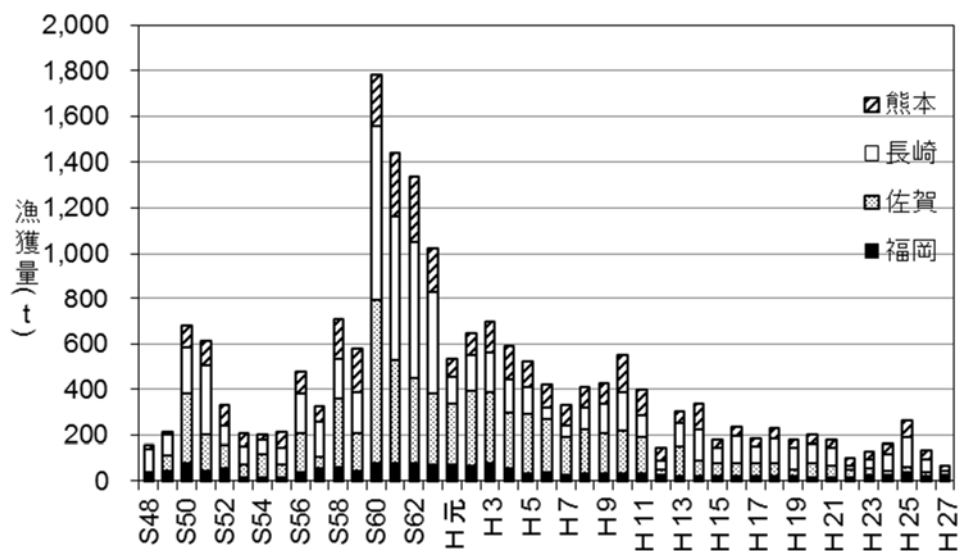


図5 有明海におけるガザミ類漁獲量の推移
(出典：～H27農林水産統計年報)

福岡県：福岡県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移を図6に示した。ガザミ類の漁獲量は平成3年の75トン进行ピークに、以後減少傾向にあり、平成12年以降は20トン台と低水準で推移している。農林統計における平成27年値は14トンであった。福岡県漁場における資源水準としては、低位減少傾向で推移していると推測される。

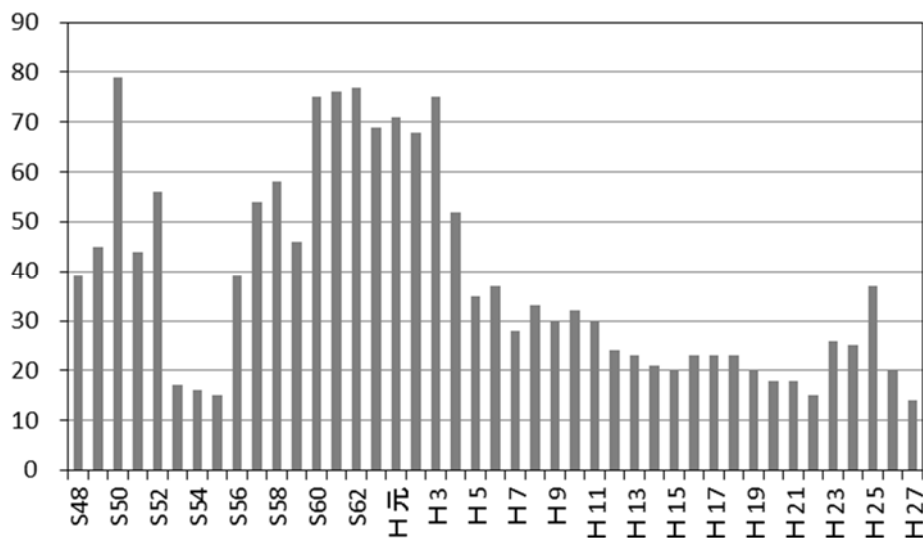


図6 福岡県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移

佐賀県：佐賀県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移を図7に示した。ガザミ類の漁獲量は、昭和50年代には100トン前後で変動していたが、昭和60年に急増して717トン进行記録した。しかし、その後は徐々に減り続け、平成12年には23トンまで減少した。平成13年に130トンに増加したものの、平成14年～27年までは10～66トンの範囲を推移し、徐々に減少している（平成27年値は10トン）。以上のことから、漁獲量は過去20年間で中水準から低水準となり、近年は減少傾向で推移しているものと考えられる。

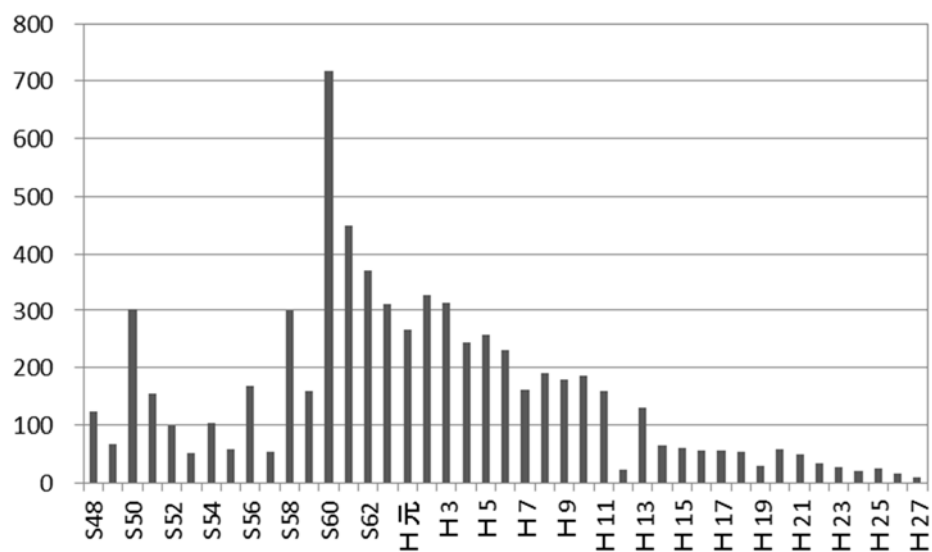


図7 佐賀県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移

長崎県：長崎県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移を図8に示した。ガザミ類の漁獲量は、昭和60年には過去最高の762トン記録したが、その後は減少傾向を示し、平成22年は過去最低の18トンと落ち込んだ。その後、平成25年までに漁獲量は一旦上昇したものの、平成26年以降は再び減少し、農林統計における平成27年値は19トンであった。これらことから本県ガザミ類の資源水準は低位で横ばいと推察される。

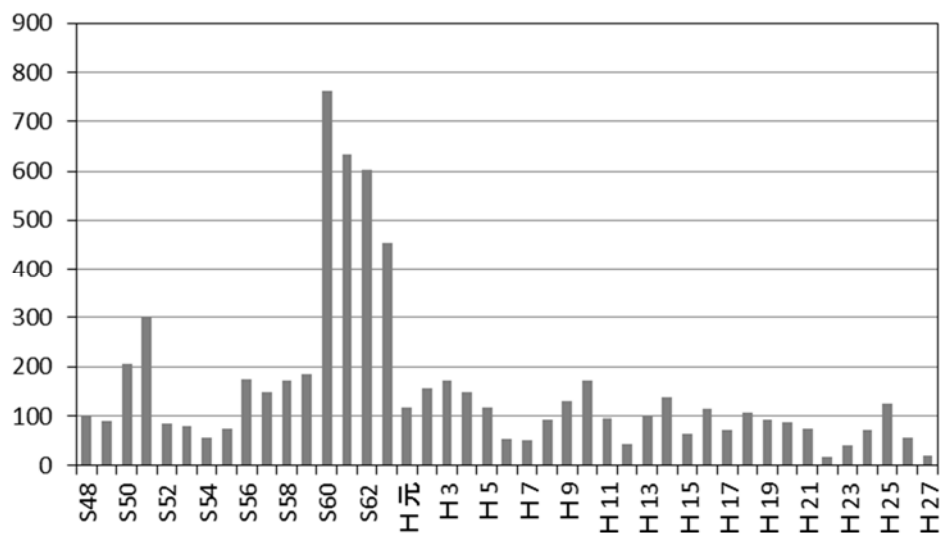


図8 長崎県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移

熊本県：漁獲量は昭和62年の約284トンピークとして減少傾向となり（図9）、平成15年に31トン記録した後、概ね30トン台で推移している（86トン記録した平成25年を除く、平成27年値は23トン）。本県のガザミ資源水準は、過去20年の平均漁獲量（61.4トン）や過去5年の平均漁獲量（44.0トン）から、低位で減少傾向にあると考えられる。

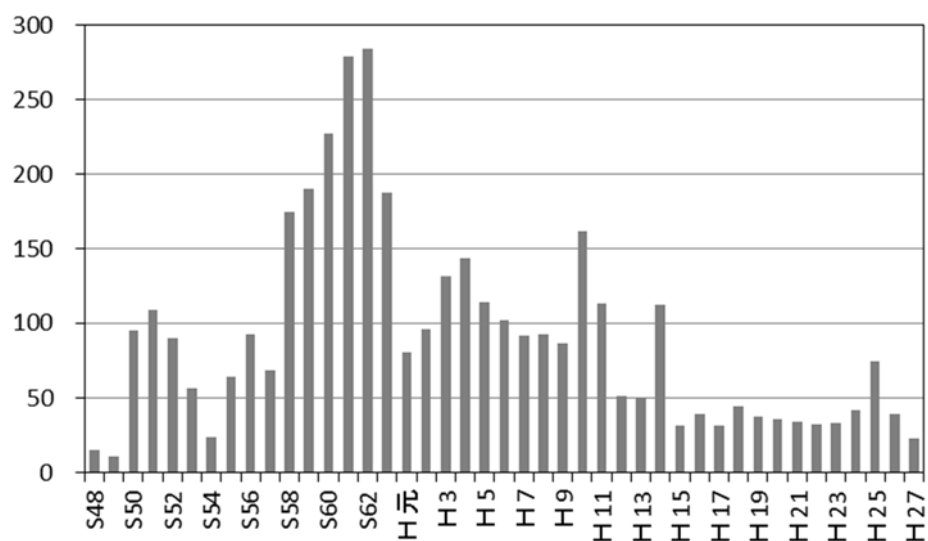


図9 熊本県有明海域におけるガザミ類漁獲量の推移

5 資源回復に関するコメント

有明海ガザミ広域資源管理方針に基づき、有明海沿岸に位置する福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県では資源回復のために講じる措置として、抱卵個体の保護（再放流又は一時蓄養による放卵後の出荷）、小型個体（全甲幅長12cm以下）の再放流、休漁期間の設定（たも網及びその他のすくい網について6月1日～6月15日までの15日間禁漁）などの漁獲努力量の削減、種苗放流による資源の積極的培養措置、海底耕うんなどの漁場環境の保全措置に取り組んできた。

なお、生物学的特性については不明な点が多いため、今後の調査の充実が期待される。

福岡県：抱卵個体（黒デコ）の保護、小型個体（全甲幅長12cm以下）の再放流等の資源回復計画に関する取り組みについては、主幹漁業者にはほぼ定着している。たもすくい網については、福岡県海域での操業は行われていない。

佐賀県：佐賀県有明海海域においては、自主的な資源管理の取組として、抱卵ガザミ、小型ガザミ（全甲幅長15cm以下）および軟甲ガザミの再放流並びに休漁日の設定の措置が講じられている。現在、資源が低水準であることから、資源回復のためには引き続きこれらの資源管理の取組が必要である。

長崎県：広域資源管理方針に基づく取組を確実に実施するとともに、4県で連携して、放流効果の解明に取り組み、より効果的な放流事業の実施を推進するとともに、資源動向把握精度の向上と資源回復にむけた取組強化に努める必要がある。

熊本県：資源回復の措置として人工種苗の放流、抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護が有効であると考えているが、今後、各対策の効果を定量的に把握し、資源回復手法の選択集中が必要である。

有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく平成29年度の取組状況

(平成29年10月)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	平成29年度の実施状況
(1) 漁獲努力量の削減措置	
① 抱卵ガザミ（黒デコ）の保護	関係県において、採捕された抱卵ガザミ（黒デコ）の再放流又は一時蓄養により抱卵ガザミの産卵機会の確保を実施。
② 小型ガザミの再放流	関係県において、小型ガザミの保護のため、採捕された全甲幅長12cm以下のガザミの再放流を実施。
③ 採捕禁止期間の設定	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第51号に基づき、有明海において、平成29年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止し、抱卵ガザミの保護を実施。
(2) 資源の積極的培養措置	関係県において、ガザミ種苗放流を実施。
(3) 漁場環境の保護	福岡県において、漁場の環境を改善するため覆砂を実施。佐賀県において、漁場の環境を改善するため、モガイ殻及びカキ殻散布耕耘を実施。
(4) その他	関係県において、マリーナ、フィッシャリーナ、釣具店、関係漁協等におけるリーフレットによる広域資源管理方針の取り組みの周知・協力要請を実施。

(参考)

【平成29年度のガザミ種苗放流状況】

単位：千尾

区 分	放 流 尾 数	放流サイズ	放流場所	放 流 時 期	備 考
福 岡 県	6 3 2	C 3	有明海	7 ～ 1 0 月	D N A マーカー
佐 賀 県	8 0 6	C 1、C 2、 C 3	有明海	6 ～ 7 月	D N A マーカー
長 崎 県	4 7 7	C 3	有明海	6 ～ 8 月	D N A マーカー
熊 本 県	8 7 3	C 3	有明海	6 ～ 8 月	D N A マーカー
計	2, 7 8 8				

※放流サイズの「C1～C5」は、脱皮の回数（C1:5mm、C3:10mm、C5:20mm）。

【平成25～28年度の放流尾数】

単位：千尾

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備 考
福 岡 県	1, 0 1 7	7 0 1	3 9 9	1, 0 0 8	
佐 賀 県	1, 9 9 0	1, 8 6 6	9 8 1	4 4 9	
長 崎 県	7 0 0	6 5 9	4 8 1	6 8 3	
熊 本 県	7 1 0	7 0 2	7 2 8	7 9 9	
計	4, 4 1 7	3, 9 2 8	2, 5 8 9	2, 9 3 9	

2. 有明海ガザミ広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(平成29年4月～平成29年10月)

開催年月日	会 議 名	参 加 機 関	内 容
H29. 4. 6	ガザミ育成会資源管理等協議 (平成29年度第1回)	ガザミ育成会、福岡有明海 漁連、有明海研究所	H29年度の黄デコ、ヤワラの再放流、種苗放流、次期資源管理方針 に関する協議を実施。
H29. 5. 2	資源管理等協議	福岡有明海漁連、有明海研 究所	ヤワラ再放流、種苗放流に関する協議を実施。
H29. 5. 19	有明海ガザミ資源管理漁業者協 議会 (平成29年度第1回)	有明海沿岸漁協 (組合長、 漁業者代表)、九調、長崎 県、南北高海区魚協長会、 長崎県漁連	○有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく平成28年度の取組状況 (第29回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について) ○平成30年度以降の取り組みについて ○その他
H29. 8. 30	ガザミ育成会資源管理等協議 (平成29年度第2回)	ガザミ育成会、福岡有明海 漁連、有明海研究所	次期資源管理方針に関する協議を実施。
H29. 9. 20	有明海ガザミ資源管理漁業者協 議会 (平成29年度第2回)	有明海沿岸漁協 (組合長、 漁業者代表)、九調、長崎 県、南北高海区魚協長会、 長崎県漁連	○有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく平成30年度以降の取組 について ○その他
H29. 9. 26	ガザミ育成会資源管理等協議 (平成29年度第3回)	ガザミ育成会、福岡有明海 漁連、有明海研究所	次期資源管理方針に関する協議を実施し、現行方針の遵守等を基本 とした福岡県意見をとりまとめ。
H29. 10. 16	広域資源管理検討会議 (平成29年度第1回)	漁業者代表、福岡県、佐賀 県、長崎県、熊本県、西海 区水研、水産庁 (九調)	○資源動向について ○平成29年度の取組状況について ○次期、広域資源管理方針の見直しについて ○その他

平成30年度以降の有明海ガザミ広域資源管理の取組について

有明海ガザミ広域資源管理方針概要新旧対照表(案)

	現行	改正案															
1 対象漁業種類	刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業	現行どおり															
2 対象海域	有明海	現行どおり															
3 目標	資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行う事により、資源の減少を抑制し、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。	資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、 軟甲(甲羅の軟らかい)ガザミ 及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行う事により、資源の減少に 歯止めをかけ 、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。															
4 広域資源管理のために講じる措置 (1)漁獲努力量削減 ①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	抱卵ガザミの再放流又は一時畜養により産卵機会を確保する。	現行どおり															
②小型魚の再放流	全甲幅長12cm以下	現行どおり															
③軟甲ガザミの再放流	新規	資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。															
④ (1)採捕禁止期間の設定	抱卵ガザミ保護のため、産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他すくい網によるガザミ採捕を禁止する。	現行どおり															
(2)資源培養措置	より一層の資源回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流の実施。 関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。	現行どおり															
(3)漁場保全	有明海は、ガザミの重要な産卵場及び育成場であることから、生育場の環境改善、さらには漁場としての生産力回復のため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全に取組を行う。	現行どおり															
(4)その他	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないように努める。	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 【上記措置以外の自主的取組措置】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th><th>措置</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td><td>休漁</td><td>6月～8月の土曜日休漁</td></tr> <tr> <td>佐賀県</td><td>休漁 サイズ</td><td>土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流</td></tr> <tr> <td>熊本県</td><td>*調整中 休漁 サイズ</td><td>*調整中の内容 許可期間中45日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長15cm以下の再放流(すくい網・一部地域)</td></tr> <tr> <td>長崎県</td><td>サイズ</td><td>全甲幅長13cm以下の再放流</td></tr> </tbody> </table>	県名	措置	取組内容	福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁	佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流	熊本県	*調整中 休漁 サイズ	*調整中の内容 許可期間中45日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長15cm以下の再放流(すくい網・一部地域)	長崎県	サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流
県名	措置	取組内容															
福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁															
佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流															
熊本県	*調整中 休漁 サイズ	*調整中の内容 許可期間中45日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長15cm以下の再放流(すくい網・一部地域)															
長崎県	サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流															
5 実施期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～平成33年3月31日															

九州漁業調整事務所

[事務所案内](#)[政策について](#)[分野別情報](#)[報道・広報](#)[申請・お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 有明海におけるガザミ採捕禁止期間について

[プレスリリース](#)

有明海におけるガザミ採捕禁止期間について

[印刷](#)

平成29年5月29日
九州漁業調整事務所

平成29年6月1日から6月15日の間、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第51号（別紙1）により、有明海においてたも網その他すくい網によるガザミの採捕は禁止となります。期間中は漁業者だけでなく、一般の方も上記漁法による採捕は禁止となります（別紙2）。

また、有明海において「有明海ガザミ広域資源管理方針（別紙3）」に基づき、周年ガザミの資源保護の取り組みが行われております（別紙4）。

[＜添付資料＞](#)

[（別紙1）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第51号\(PDF：45KB\)](#)

[（別紙2）ガザミ採捕禁止リーフレット\(PDF：203KB\)](#)

[（別紙3）ガザミ資源保護リーフレット\(PDF：139KB\)](#)

[（別紙4）有明海ガザミ広域資源管理方針\(PDF：286KB\)](#)

お問合せ先

九州漁業調整事務所

担当者：松本、平岡

代表：092-273-2000（内線6502）

ダイヤルイン：092-273-2004

FAX番号：092-262-1930

公式SNS

[イベント情報](#)[関連リンク集](#)[水産庁
トップページへ](#)

九州漁業調整事務所

住所：〒812-0031 福岡市博多区沖浜町

8-1 福岡港湾合同庁舎5階

電話：092-273-2000

法人番号：3000012080003

[ご意見・お問い合わせ](#)[アクセス・地図](#)[サイトマップ](#)[プライバシーポリシー](#)[リンクについて・著作権](#)[免責事項](#)

Copyright : Kyusyu Fisheries Coordination Office

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 橋本 明彦

1 指示の内容

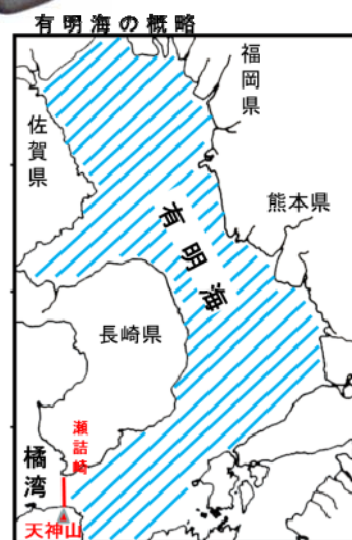
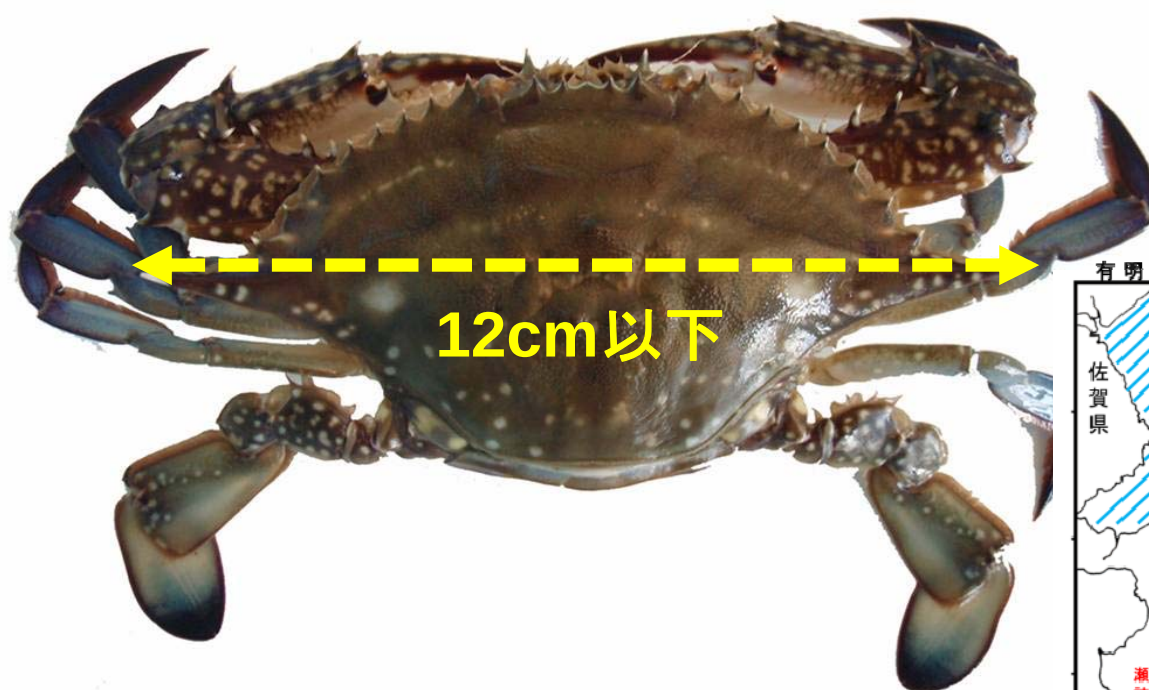
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十九年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1～6/15)



有明海では、6月1日～6月15日の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による公的規制です。

※周年、全甲幅長12cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

ガザミを採捕される皆様へ

ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

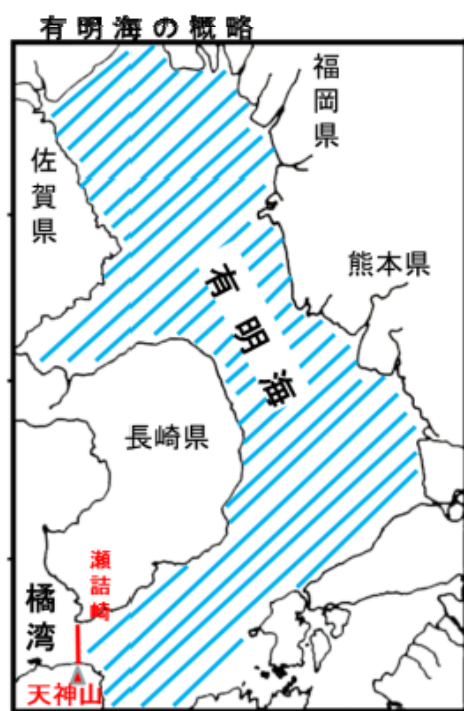
有明海のガザミ資源は減少傾向

ガザミ資源回復の取組を実施中

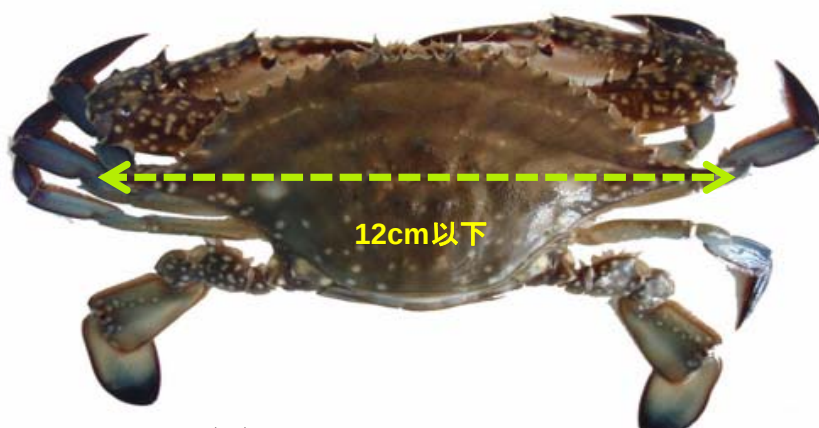
有明海ガザミ広域資源管理方針（平成27年3月3日公表）に基づき、資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
 - ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
 - ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
 - ④種苗放流
- などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

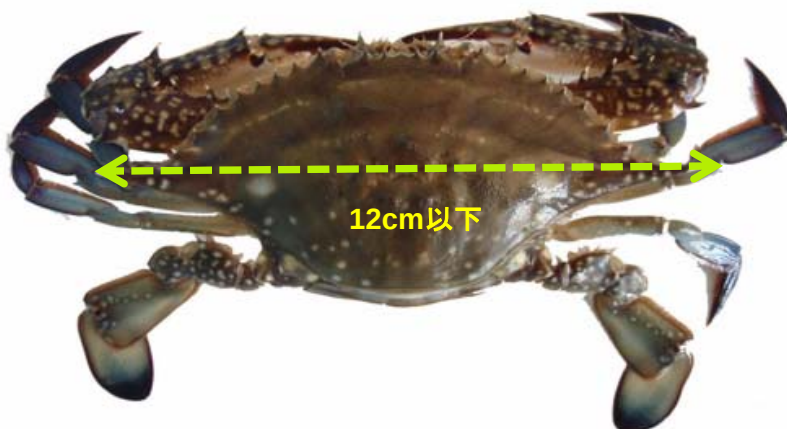
有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。



甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。